

明治初期の神仏分離と 地域の神々

幕藩体制が崩壊し、新しく誕生した新政府は、慶応四年（一

神官を神祇官に所属させ、神仏分離を通達しました。これによつて、神社においては仏像を身体とすること、仏具（鰐口、梵鐘など）を用いること、仏教的な神号（權現、牛頭天王など）を用いること等、仏教に関するものは全て禁止、排除されることになりました。しかし仏教が日本に伝来して以来、神仏は大した争いもなく、自然な形で習合し、日本人の生活習俗の中に深く根付き、神仏は判然としがたいものになつていきました。

をいいます。つまり仏、菩薩が神と仏の混合の状態を徹底的に排除しながら、神社や寺院の整理を遂行しようとしたものです。

明治四年（一八七一）白山権現社は、「白山神社」と名を改め、御堂山觀音から独立した單一の神社として、新しい時代を生き残ろうとしています。このような動きは、町内の各地（旧村）でも起っています。

例えば、旧田口十か村の氏神である長江神社（旧天王社）も、祭神として牛頭天王（インドにあつては祇園精舎の守護神）を祭つていましたが、「須佐之命」に改めています。この地域では、三都橋村の津島神社をはじめ、牛頭天王を祭神としている村落（旧村）が、比較的多く見られます。それぞれの神社が、祭神や名称を改めたとしても、總ての神社が新しい時代の中で、生き残れた訳ではなかつたのです。特に、明治六年（一八七四）三月に出された県の布達は、村々の信仰関係を一変させました。

家ノ屋敷内ニ有之社モ同様ノ事
一村限り私立ノ庵室並ニ辻地
蔵 路傍ノ觀音ハ勿論 且又寺
院墓所外題目念仏 木石碑等總
テ官許ヲ不請シテ造立ノ類皆廢
却申付候事」
各村々には、石神仏等の棄却
について、同年四月三十日まで
の期限付きで、県への報告書の
提出が求められています。地域
の神仏を大切に守り続けてきた
村人達の驚きと混乱が想像され
ます。
次の資料は、下西田内村が廢
却した内容を県に届けたもの
です。

資料の内容からは、石神仏の種類や量も少ないようと思われます。ほとんどの村では、祠を寺院に持ち込んだり、石神仏を山中に隠したりしたようです（田峰村）。

それにしても、この時期、神社や寺院が整理廃却され、多くの文化遺産が失われました。

社格と一村一社

御堂山の白山神社は、無格社ではありましたが、廃却されずに存続が認められています。

これは、田口十か村の氏子達の努力によるものでした。同様に、田口十か村中の向林村（現八橋地区）でも、諏訪神社（建御名方命）を存続させるために氏子が「嘆願書」を県に提出しています。

「右ハ明治五年壬申 神社取調ノ節 廃却仕候処 今般氏子一同志願ニ付 据置奉願候也 明治十年二月 右村氏子縕代」

この年、諏訪神社も無格社に格付けされ、存続が認められています。神社の格付けはともあれ、地元に神社を残して欲しいという思いは、どこの村でも同じであつたと思われます。

村落での中心的な神社の多くは、格付（村社）けにより神社行政の対象として、公的な性格を持つことになりました。村社

は原則として行政単位の一村に一社が置かることになりましたが、社格を受けることのできなかつた神社は、廢却される運命にありました。

明治十二年（一八七九）、法的な根拠をもつた「神社明細帳」が内務省社寺局において作成されています。

皇室の祖神（天照大神）を祀る伊勢神宮を中心として、全国的な神社の組織（神社神道）が、ほぼ出来上っています。御堂山の白山神社も無格社ではありますたが、神社明細帳に記載され、末端から国家神道を支えることになりました。

本稿では、紙面の関係上寺院について、ほとんど触れることができませんでしたが、明治五年（一八七二）に出された布達「無住無壇寺院ノ廢止令」によつて、各地の寺院が一気に廢却整理されていきました。旧設楽町内でも二八か寺中一七か寺が廃寺（お堂の類は省略）となつています。神仏分離令は、明治新政府主導の廢仏令に近い、宗教上の大改革であつたといえます。